

## 補助金調書

補助金名	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金				担当課 (連絡先)	市民局生活安全部生活安全課 (TEL: 711-4054)		
交付先	団体	自治協議会, 自治会, 町内会等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		H31.4月～6月				
(公募の場合) 応募要件	自治協議会, 自治会, 町内会等の団体の総意により設置を決定することと, H30.4月～6月に要望調査を提出した団体に限る							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	7	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し, 犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取り組みを支援する。</p> <p>【補助対象事業】防犯カメラ, 録画機器装置等の購入費用及び設置工事費用, 防犯カメラの設置を示す表示板の設置費用</p>							
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回			
終期を延長する理由	防犯意識の高まりなどを背景として, 年々, 防犯カメラに対するニーズも非常に高まっているため, 引き続き補助金の継続を必要とする。(平成28年度は, 当初予算の3倍程の設置要望あり。)							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費】防犯カメラ, 録画機器装置等の購入及び設置工事に係る経費, 防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る経費。</p> <p>【補助金の算定】補助対象経費の75%以内。</p> <p>&lt;上限額&gt;①自立柱(ポール)を建設のうえ, 防犯カメラを設置する場合・・・1台につき250,000円②上記以外・・・1台につき200,000円</p> <p>ただし, 当該年度内に『同一自立柱(ポール)若しくは同一物件』に複数の防犯カメラを設置する場合, 2台目以降については, 1台につき100,000円を限度</p>						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度	
	件		35 件		69 件		35 件	
	19,702 千円		29,569 千円		60,096 千円		25,524 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	平成29年度は35団体126台の交付決定を行い, 犯罪の多発地域や通学路となっている道路, 公園などの公共空間を撮影する街頭防犯カメラの設置補助を行った。							
補助金交付 による効果	ひたくりや性犯罪などの市民が不安に感じる犯罪の抑止効果, 事件等が発生した場合の早急な解決などの効果により, 通学路・通勤路の安全確保など防犯環境に配慮したまちづくりを促進。							

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。